# 成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則 （平成二十八年内閣府令第四十一号）

#### 第一条（参事官）

成年後見制度利用促進委員会事務局（次条において「事務局」という。）に、参事官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

##### ２

参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

#### 第二条（企画官）

事務局に、企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

##### ２

企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

# 附　則

この府令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。